

「優秀建設施工者」大阪府知事表彰要領

1 趣 旨

優れた建設現場従事者を優秀施工者として表彰することにより、建設産業のイメージアップ、若年建設従事者の入職促進など構造改善意識の高揚を図る。

2 選定基準

(1) 熟練工部門

次の各号すべてに該当する、**建設現場業務に直接従事**している期間が**15年以上**の者で、年齢が**35才以上**の者

既に「青年部門」を受賞している者は、原則として候補者として取り扱わないこととする。ただし、受賞後5年以上を経過し、かつ「熟練工部門」における功績が極めて顕著と認められる者についてはこの限りではない。

- ① 技術・技能が優秀であること
- ② 技術開発や施工の合理化を図り顕著な成績を上げている、又は建設工事に相当の実績があること
- ③ 後進の指導育成に努めていること
- ④ 安全衛生について貢献していること
- ⑤ 他の現場従事者の模範となること

(2) 青年部門

次の各号すべてに該当する、**建設現場業務に直接従事**している期間が**10年以上**の者で、年齢が**34才以下**の者

- ① 技術・技能が優秀であること
- ② 技術・技能に関する工夫・改善に努め技術開発・施工の合理化に貢献していること
- ③ 将来その活躍が一層期待されること
- ④ 安全衛生について貢献していること
- ⑤ 他の現場従事者の模範となること

3 選定基準日

当該表彰年度の2月1日とする。

4 欠格事由

- (1) 刑に処せられた者(刑の言渡しが失効した者を除く)については、表彰しない。
- (2) 破産者で復権を得ない者については、表彰しない。

5 表彰予定数

2(1)及び2(2)に該当する者については各10名程度とする。

6 表彰の方法

表彰は、表彰状を授与して行う。この場合において、特に必要があるときは、副賞を添えることがある。

(**建設現場業務に直接従事**の解釈について・・・大阪府作成資料より抜粋し、大阪電業協会が追記)
直接工事を施工する経験の積み重ねにより、工事施工を行うための卓越した優秀な技能を持ち、加えて現場施工管理能力等の技術的能力も修得している者。
また、受賞後も引き続き建設現場業務に直接従事見込の者が推薦対象となる。